報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年５月11日

特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案に係る意見募集の結果

総務省は、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第７条第５号の規定に基づき公示されている、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等について見直しを行うため、令和８年３月11日（水）から同年４月９日（木）までの期間において意見募集を実施しました。

その結果、１件の意見提出がありましたので、提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方を公表します。

１　経緯

電波法施行規則第７条第５号の規定に基づき、総務大臣は特定実験試験局の周波数、使用可能な地域及び期間等を公示することとなっており、平成16年度以降、毎年７月１日から使用可能な周波数の範囲等を公示しています。

今般、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等について見直しを行うこととし、令和８年３月11日（水）から同年４月９日（木）までの期間において、同範囲等を定める告示案について意見募集を実施しました。

２　意見募集の結果

提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方は別紙のとおりです。

３　今後の予定

総務省では、意見募集の結果を踏まえ、速やかに告示の制定を行います。

【関係報道資料】

・特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案に係る意見募集
（令和８年３月10日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000578.html

連絡先：総合通信基盤局電波部電波政策課
担　当：長澤周波数調整官、柴田第三計画係長、田鎖官
電　話：03-5253-5875
e-mail: freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp
※ スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際は「@」に変更してください。